■店舗等とは、店舗兼用住宅又は独立店舗等のうち、下記の建築物をいう。

店舗兼用住宅の場合

兼用住宅で非住宅（下記の用途のみ）の面積が 50 ㎡以下かつ建築物の延べ面積の 1/2 以下のもの。

建築基準法別表第２(い)二　[住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの]																				
事務所	日用品販売店舗	食堂	喫茶店	理髪店	美容院	クリーニング取次店	質屋	貸衣装屋	貸本屋	洋服店	畳屋	建具屋	自転車店	家庭電気器具店	パン屋	米屋	豆腐屋	菓子屋	学習塾	華道教室	囲碁教室	アトリエ・工房
×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

独立店舗等の場合

建築基準法施行令第130条の5の2　[第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗・飲食店等の建築物] 建築基準法施行令第130条の5の3の二　[第一種中高層住居専用地域内に建築することができる店舗・飲食店等の建築物]																			
物品販売店舗 日用品販売店舗	食堂・飲食店	喫茶店	理髪店	美容院	クリーニング取次店	質屋	貸衣装屋	貸本屋	洋服店	畳屋	建具屋	自転車店	家庭電気器具店	パン屋	米屋	豆腐屋	菓子屋	学習塾	華道教室	囲碁教室
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○